いばらき

第５１５号

雇用ニュース

２０２５年３月

『フットゴルフ』～誰でも誰とでも仲良くできるスポーツです～　（鹿嶋市商工観光課提供）

◇◇　雇用に関するご相談はハローワークへ！◇◇

－　お　も　な　内　容　－

・　表紙について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
・　県内の雇用情勢　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
・　令和７年４月１日から、高年齢雇用継続給付の支給率を変更します　・・・・・・・　3
・　正社員と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差は禁止されています　・・・・・・・　4
・　働き方改革推進支援センターを利用してみませんか？　・・・・・・・・・・・・・　5
・　ハローワーク便り　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6～7
（ハローワーク常陸鹿嶋は、鹿嶋市と連携してオンラインによるセミナーを実施しました）
（ハローワーク常陸鹿嶋は、「生涯現役応援企業合同面接会」を開催しました）
（茨城労働局では、「公正採用等人権啓発研修会」を開催しました）
・　茨城県雇用関係主要指標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス　https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/

表紙について

フットボールとゴルフ、この異なるスポーツを融合した新しいスポーツがフットゴルフです。2009年にオランダでルール化される、2012年にはハンガリーで第1回ワールドカップを開催。2023年、鹿嶋市に日本初のプロフットクラブが誕生しています。

県内の雇用情勢

令和7年1月　有効求人倍率　1.32倍

「県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、改善の動きが弱まっている。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響を注視していく必要がある。」

新規求人の動き

①新規求人数　17,809 人
　前年同月比　4.2 %減　2 か月ぶりの 減少
・フルタイム　10,702 人 前年同月比　2.7 %減
・パートタイム　7,107 人 前年同月比　6.4 %減

②主要産業別の増減

増加: サービス業（他に分類されないもの）（前年同月比20.6%増）
　学術研究、専門・技術サービス業（同比47.5%増）

減少: 公務・その他（前年同月比36.0%減）
　運輸業、郵便業（同比25.2%減）
　製造業（同比8.2%減）

新規求職の動き

①新規求職者数　8,255 人
　前年同月比　3.1 %減　6 か月連続の 減少
・フルタイム　4,968 人 前年同月比　5.9 %減
・パートタイム　3,287 人 前年同月比　1.5 %増

②年齢別の状況（常用求職者）

・34歳以下の申込状況
　1,858 人　前年同月比　10.8 %減
・60歳以上の申込状況
　2,620 人　前年同月比　7.3 %増

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

茨城県の有効求人倍率全国順位

茨城県	1.32 倍	前月に比べて	0.01 ポイント上昇	（全国　16　番目）
全国	1.26 倍	前月に比べて	0.01 ポイント上昇	

雇用保険の取扱状況

雇用保険受給資格決定件数	1,879 件	前年同月比	9.0 %減	3 か月連続の 減少
雇用保険受給資格者実人員	7,949 件	前年同月比	1.1 %減	2 か月ぶりの 減少
雇用保険被保険者				
資格取得者数	7,759 件	前年同月比	12.8 %減	3 か月連続の 減少
資格喪失者数	10,928 件	前年同月比	4.5 %減	6 か月連続の 減少
うち事業主都合離職者数	641 件	前年同月比	7.7 %増	2 か月連続の 増加

（注）雇用保険受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得る。

高年齢雇用継続給付を受給予定の方、申請予定の事業主の方へ

令和７年４月１日から
高年齢雇用継続給付の支給率を変更します

高年齢雇用継続給付とは

６０歳到達等時点に比べて賃金が７５％未満に低下した状態で働き続ける６０歳以上６５歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付です。
令和７年４月１日以降支給率が変わります。

令和７年４月１日以降の支給率

各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
６４％以下（６１％以下）	各月に支払われた賃金額の１０％（１５％）
６４％超７５％未満 （６１％超７５％未満）	各月に支払われた賃金額の１０％（１５％）から０％の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が７５％を超えない範囲で設定される率
７５％以上	不支給

※ （）内は令和７年３月３１日以前の低下率・支給率です。
※ 支給限度額・最低限度額の取り扱いに変更はありません。

対象の方

令和７年４月１日以降に６０歳に達した日（その日時点で被保険者であった期間が５年以上ない方はその期間が５年を満たすこととなった日）を迎えた方が対象となります。

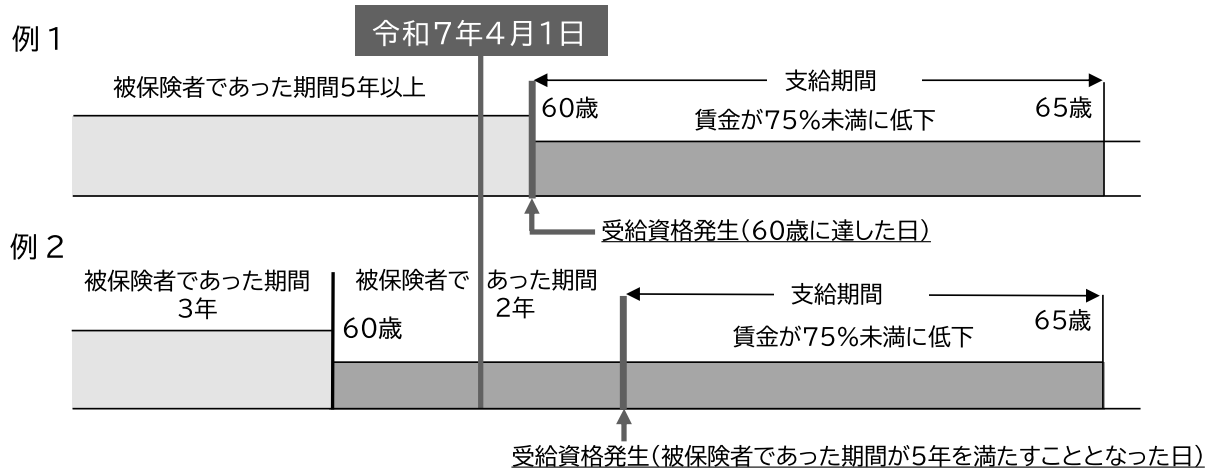

※ 令和７年３月３１日以前に６０歳に達した日（その日時点で被保険者であった期間が５年を満たすこととなった日）を迎えた方は現行の支給率から変更はありません。

厚生労働省 労働局・ハローワーク　LL061108保01

事業主の皆さま

パートタイム・有期雇用労働法で
正社員と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差は禁止されています

その待遇の違い、説明できますか？

正社員と同じ仕事をしているのに、同じように手当はもらえないの？

短時間労働者や有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容や理由などを問われた場合、事業主は当該労働者に説明しなければなりません。

- **「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。**
- **待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明できることが必要です。**

■待遇の違いについて再点検してみませんか？

基本給 | **賞与（ボーナス）** | **食堂・休憩室等の利用** | **各種手当** | **教育訓練** など

[問題となりうる具体的なケース]

●通勤手当が問題となった事業主の例

支給目的：通勤費用の補填

現在の待遇：正社員には実費を支給、
パート従業員は1日あたり定額を支給

待遇差の理由：
パート従業員は近隣からの通勤者が多く、
通勤費用があまりかからないため

➡ 実際は…遠方からも採用しており、
自己負担している者がいる

× **労働契約に期間の定めがあるか否かによって通勤に要する費用が異なるものではなく**、実際に費用負担が生じていることからも**正社員と同一の基準での支給が必要**

●慶弔休暇が問題となった事業主の例

支給目的：仕事から離れて慶弔行事に参加するため

現在の待遇：正社員のみに付与、有期雇用の契約社員には付与されていない

待遇差の理由：
職務内容が異なるため
（正社員：非定型、契約社員：定型業務）

➡ 実際は…正社員と同じ週所定労働日数であり勤務日振替は難しい

× 付与目的に照らせば、**職務内容によって慶弔行事に参加するために労働から離れる機会を設ける趣旨や時間が変わるものではない**ことから、**正社員と同一の基準での付与が必要**

うちの事業所は大丈夫…？ 何をすればいいの…？　そんな事業主の方を
「働き方改革推進支援センター」がサポートします！

※詳細は次頁をご確認ください。

パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「パゆう」ちゃん

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
都道府県労働局

働き方改革推進支援センターを利用してみませんか？

全国47都道府県にあるセンターで、社会保険労務士などの専門家が無料で相談に応じています

来所・電話相談

来所・電話によりご相談を承ります。
（受付時間：原則 平日9:00~17:00）

メール相談

メールでの相談も承ります。

企業へのコンサルティング

専門家が、会社への訪問もしくはオンラインによるコンサルティングを実施しています。

セミナー開催

企業向けのセミナーを随時開催しています。

助成金の活用相談

働き方改革推進支援助成金やキャリアアップ助成金※など、働き方改革に関連する助成金の相談を承ります。

働き方改革推進支援センター

※コンサルティングの申し込みやセミナーの開催情報などは事業所の所在地の都道府県名をクリックしてご覧ください。

相談事例紹介

事業主

基本給以外にさまざまな手当を支給しているが、明確な基準はない。支給基準を明確にすれば働く意欲がもっと向上すると思うが、何をすればいいか分からない…

その問題一緒に解決しましょう！

各種手当を全て正社員と非正規雇用労働者で同一にする必要はありません。各手当の性質・目的を確認していくことで、その支給基準を明確にし、規定に定め、「見える化」しましょう。

社会保険労務士

取り組んだ感想

法的知識がないまま、各種手当の見直しに取り組んできたが、間違っていたことも多々あり、どのように見直していけばよいか分からなかった。
今回の支援で法令を遵守しながら待遇の改善ができ、大変心強く、ありがたく思っている。

※キャリアアップ助成金とは

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

例1：賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等※1の基本給の賃金規定等※2を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成。

※1　正社員以外のいわゆる「非正規雇用労働者」のこと。
※2　基本給の額を定めた規定や賃金テーブル、賃金一覧表のこと。

例2：正社員化コース

就業規則または労働協約等に規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員化※3した場合に助成。

※3　正社員への転換または直接雇用（派遣労働者の場合）のこと。多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）への転換、直接雇用も「正社員化」に含まれます。

■助成額（労働者1人あたり）

賃金引上げ率 ＼ 企業規模	3%以上5%未満	5%以上
中小企業	**5万円**	**6万5,000円**
大企業	**3万3,000円**	**4万3,000円**

■助成額（労働者1人あたり）

正社員化前雇用形態 ＼ 企業規模	有期雇用労働者	無期雇用労働者
中小企業	**80万円**	**40万円**
大企業	**60万円**	**30万円**

※令和６年３月時点

詳しくは　キャリアアップ助成金　検索

令和6年1月作成　リーフレットNo.４

ハローワーク常陸鹿嶋は、鹿嶋市と連携してオンラインによる「仕事と子育て両立応援セミナー（入門編）」を実施しました。

ハローワーク常陸鹿嶋では、令和７年１月３１日（金）、鹿嶋市との雇用対策協定に基づく事業として、オンラインによる「仕事と子育て両立応援セミナー（入門編）」を実施しました。市の担当者による子育て支援制度の説明や、ハローワークの就職支援ナビゲーターによる仕事と家庭の両立、仕事探しの進め方に係る説明に９名の方（定員１０名）が耳を傾けました。

参加いただいた方からは「いろいろな支援制度を知ることができた」、「子育てをしながらの仕事の探し方が分かった」、「オンラインのため参加しやすかった」など、好評のお言葉をいただきました。

ハローワーク常陸鹿嶋では今後も地方自治体と連携しながら、求職者の方のニーズに合った支援を実施してまいります。

ハローワーク常陸鹿嶋は、「ウェルカム 65 オーバー生涯現役応援企業合同面接会」を開催しました！

ハローワーク常陸鹿嶋は、茨城労働局と鹿嶋市との雇用対策協定に基づき、令和７年２月４日（火）に鹿嶋勤労文化会館において、「ウェルカム６５オーバー生涯現役応援企業合同面接会」を開催しました。

この面接会は 60 歳以上の求職者を対象としたもので、60 歳以上の採用に意欲的な 7 事業所がブースを構え、24 名の求職者が参加しました。各ブースでは採用担当者の説明に熱心に耳を傾ける求職者の姿が見受けられ、活気のある面接会となりました。

ハローワーク常陸鹿嶋では、今後も関係機関との連携を図りながら、高齢者の就職促進に向けた取組を行ってまいります。

茨城労働局では、事業主、人事担当者を対象として「公正採用等人権啓発研修会」を開催しました。

茨城労働局は茨城県福祉部福祉政策課人権施策推進室と合同で、令和７年２月５日（水）水戸市の「ザ・ヒロサワ・シティ会館」において、「令和６年度公正採用等人権啓発研修会」を開催しました。

本研修会は、公正な採用選考システムの確立に必要な知識・理解及び認識を深めること、人権尊重の理念を普及させ、人権意識の慣用を図ることを目的として開催したものです。

茨城県福祉部障害福祉課の額賀博美氏及び茨城県障害者差別相談室の武田登美枝氏より「障害者差別解消法及び障害者権利条例に基づく合理的配慮」についての講演をいただき、その後、「扉をひらく、未来をひらく」のビデオ上映、公正な採用選考に向けた考え方等について周知・啓発を行いました。当日は 327 事業所、384 名の皆様にご参加いただきました。

厚生労働省では、就職の機会均等を確保するため、応募者の基本的人権を尊重した公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様に御協力をお願いしています。事業主の皆様におかれましては、公正な採用選考の考え方について御理解いただきまして、差別のない公正な採用選考の実施に向けたさらなる取り組みをお願いします。

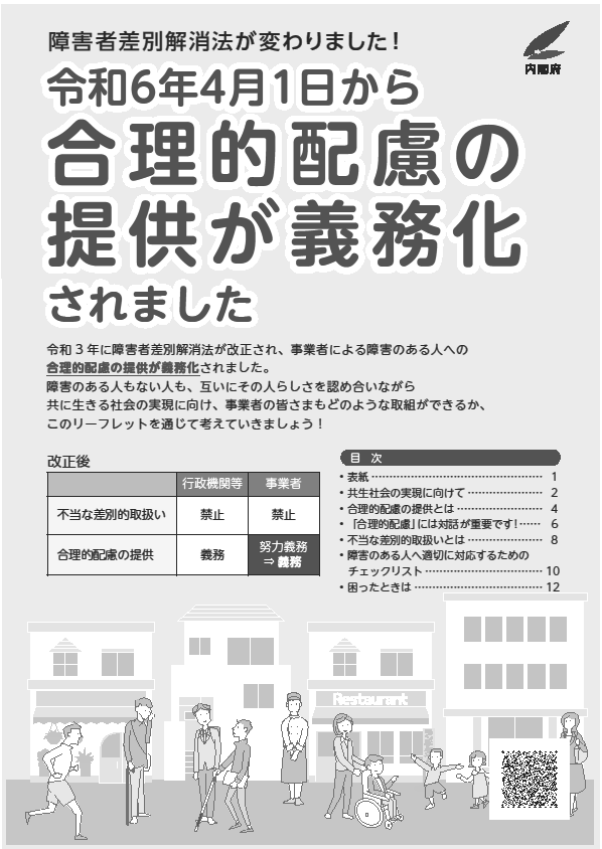

障害者差別解消法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定されました。

茨城県雇用関係主要指標

項目 / 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効（月平均）		就職件数	雇用保険受給者実人員（基本手当分）
	全数	うち2次産業	うち3次産業	全数	うち34歳以下の者	うち60歳以上の者	求人全数	求職全数	全数	
3年度月平均	18,111	4,049	13,865	8,091	2,237	2,055	51,491	37,399	2,225	8,386
4年度月平均	18,828	4,072	14,507	8,032	2,114	2,176	54,290	36,454	2,278	7,744
5年度月平均	17,239	3,697	13,383	7,909	2,001	2,234	49,992	36,405	2,149	8,273
5 年 4 月	16,715	3,726	12,825	10,455	2,503	3,603	51,148	38,743	2,578	6,960
5	16,878	3,483	13,203	8,776	2,098	2,737	48,500	39,214	2,266	8,086
6	17,348	3,900	13,257	7,564	2,001	2,005	48,967	38,318	2,245	8,524
7	17,209	3,806	13,302	7,120	1,859	1,855	49,381	36,706	1,922	9,051
8	16,309	3,616	12,583	7,305	2,024	1,768	49,172	36,200	1,821	9,447
9	17,229	3,875	13,087	7,789	2,150	1,896	49,379	35,843	2,073	8,850
10	18,702	4,038	14,464	8,099	2,189	2,235	50,749	36,564	2,091	8,895
11	16,915	3,789	12,976	6,831	1,779	1,822	50,652	35,524	2,008	8,587
12	15,465	3,448	11,854	5,753	1,393	1,548	49,487	33,453	1,945	7,993
6 年 1 月	18,589	3,601	14,826	8,517	2,082	2,442	49,498	34,041	1,693	8,035
2	19,052	3,553	15,367	8,469	1,932	2,457	51,603	35,476	2,226	7,562
3	16,458	3,523	12,850	8,233	1,997	2,443	51,372	36,804	2,922	7,290
6 年 4 月	16,941	3,381	13,350	10,918	2,373	3,885	48,759	38,560	2,355	7,486
5	16,520	3,124	13,224	9,047	2,097	2,814	47,558	39,548	2,257	8,245
6	15,175	3,200	11,855	7,056	1,765	1,926	47,076	38,337	2,166	8,362
7	16,674	3,437	13,055	7,574	1,813	2,164	46,540	36,840	2,067	9,471
8	15,958	3,292	12,570	6,920	1,691	1,849	46,062	35,702	1,546	9,371
9	16,429	3,406	12,824	7,658	1,931	2,093	47,709	36,023	1,902	8,983
10	17,237	3,530	13,478	7,992	1,935	2,380	48,549	36,360	2,116	8,827
11	16,056	3,028	12,911	6,266	1,483	1,823	48,279	34,996	1,827	8,092
12	15,655	3,021	12,523	5,503	1,343	1,581	46,953	32,789	1,706	8,046
7 年 1 月	17,809	3,312	14,383	8,255	1,858	2,620	48,329	33,475	1,561	7,949
2										
3										

項目 / 年・月	求人倍率（季調値）（倍）				前年同月比増減率（%）								全国完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数（万人）	失業率（季調値）%
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
3年度月平均	2.24	2.08	1.38	1.16	10.5	9.8	▲ 1.2	0.1	0.0	1.5	▲ 8.7	▲ 8.7	191	2.8
4年度月平均	2.34	2.30	1.49	1.31	4.0	9.3	▲ 0.7	▲ 1.0	2.4	▲ 1.3	▲ 7.7	▲ 6.7	178	2.6
5年度月平均	2.18	2.28	1.37	1.29	▲ 8.4	▲ 2.4	▲ 1.5	▲ 1.7	▲ 5.7	▲ 1.6	6.8	4.4	179	2.6
5 年 4 月	2.09	2.29	1.45	1.32	▲ 11.8	▲ 0.9	0.1	▲ 3.2	6.9	▲ 0.7	3.7	0.8	190	2.6
5	2.29	2.34	1.40	1.32	0.8	3.8	▲ 1.5	▲ 0.8	▲ 3.5	0.5	8.3	▲ 3.0	188	2.6
6	2.32	2.31	1.51	1.31	▲ 15.1	▲ 2.1	▲ 5.7	▲ 4.9	▲ 5.8	▲ 4.4	6.1	▲ 4.2	179	2.5
7	2.21	2.27	1.40	1.30	▲ 8.4	▲ 2.5	▲ 0.6	0.5	▲ 8.0	▲ 2.0	9.4	6.0	183	2.6
8	2.32	2.30	1.38	1.30	▲ 3.8	1.0	▲ 4.3	▲ 2.4	▲ 8.6	▲ 2.4	6.0	3.4	186	2.6
9	2.18	2.24	1.39	1.30	▲ 6.4	▲ 3.4	0.9	▲ 1.1	▲ 5.1	▲ 1.3	5.4	2.6	182	2.6
10	2.18	2.26	1.39	1.29	▲ 5.5	▲ 1.8	9.0	4.4	▲ 2.6	3.1	9.5	7.9	175	2.5
11	2.20	2.26	1.36	1.27	▲ 7.3	▲ 4.8	▲ 0.2	▲ 1.5	▲ 1.3	▲ 0.6	7.8	6.0	169	2.5
12	2.04	2.25	1.34	1.27	▲ 10.1	▲ 3.3	5.1	1.9	4.6	3.8	7.6	4.5	156	2.5
6 年 1 月	2.07	2.27	1.33	1.27	▲ 12.1	▲ 3.0	3.9	0.7	1.9	0.2	9.0	10.0	163	2.4
2	2.17	2.26	1.34	1.26	▲ 8.5	▲ 3.6	▲ 9.0	▲ 2.9	▲ 3.3	2.3	6.9	5.7	177	2.6
3	2.15	2.34	1.35	1.27	▲ 10.6	▲ 7.4	▲ 11.1	▲ 8.9	▲ 25.5	▲ 11.3	1.8	0.6	185	2.6
4	2.11	2.21	1.36	1.26	1.4	▲ 2.3	4.4	3.6	▲ 8.7	▲ 1.2	7.6	6.6	193	2.6
5	2.09	2.20	1.35	1.23	▲ 2.1	▲ 0.6	3.1	1.4	▲ 0.4	▲ 0.3	2.0	4.3	193	2.6
6	2.08	2.25	1.33	1.24	▲ 12.5	▲ 9.4	▲ 6.7	▲ 8.1	▲ 3.5	▲ 8.8	▲ 1.9	▲ 1.2	181	2.5
7	2.11	2.24	1.32	1.25	▲ 3.1	1.2	6.4	4.7	7.5	2.1	4.6	4.6	188	2.7
8	2.17	2.30	1.32	1.25	▲ 2.2	▲ 6.5	▲ 5.3	▲ 9.2	▲ 15.1	▲ 9.6	▲ 0.8	▲ 2.7	175	2.5
9	2.15	2.20	1.33	1.24	▲ 4.6	▲ 5.9	▲ 1.7	▲ 2.5	▲ 8.2	▲ 8.3	1.5	1.3	173	2.4
10	2.01	2.25	1.33	1.25	▲ 7.8	1.2	▲ 1.3	▲ 0.2	1.2	▲ 2.5	▲ 0.8	▲ 0.5	170	2.5
11	2.17	2.25	1.32	1.25	▲ 5.1	▲ 2.6	▲ 8.3	▲ 4.0	▲ 9.0	▲ 1.6	▲ 5.8	▲ 2.7	164	2.5
12	2.24	2.27	1.31	1.25	1.2	▲ 3.7	▲ 4.3	▲ 2.1	▲ 12.3	1.2	0.7	▲ 3.1	154	2.4
7 年 1 月	2.04	2.32	1.32	1.26	▲ 4.2	▲ 0.4	▲ 3.1	▲ 2.5	▲ 7.8	▲ 4.4	▲ 1.1	▲ 3.2		
2														
3														

（注）1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
2. 新規求職申込件数の「うち34歳以下の者」、「うち60歳以上の者」とは、パートを含む常用。
3. ▲印は減少を示す。
4. 月平均の求人倍率と全国完全失業者については実数。
5. 令和6年12月以前の季調値は令和7年1月分公表時に新季節指数により改定されている。
6. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。